

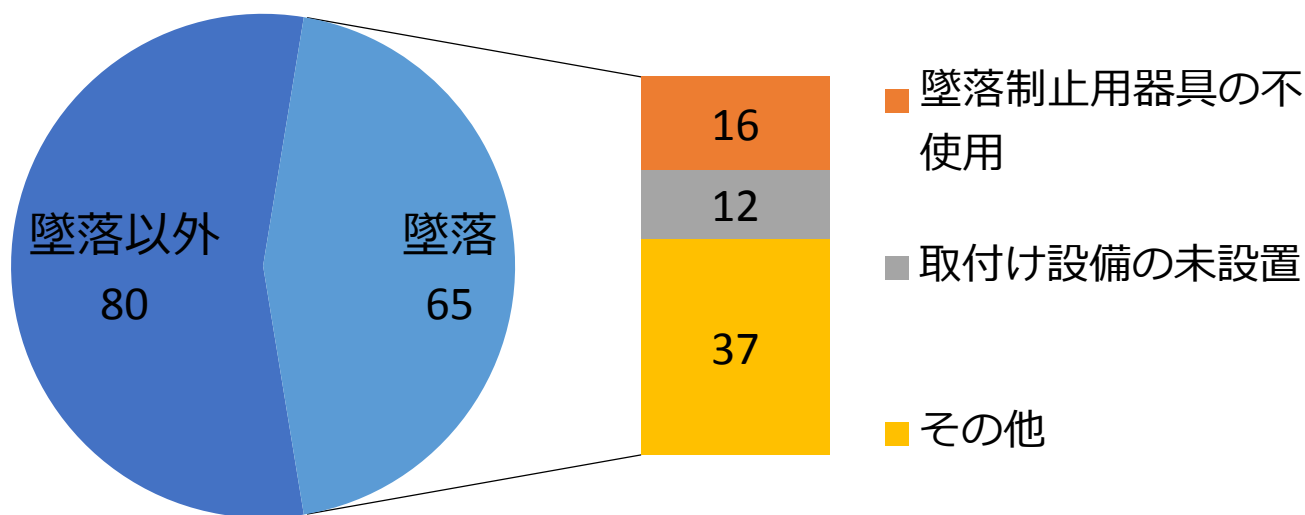
# 「落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ」

## ～高所作業では墜落制止用器具を使おう～

東京労働局管内の建設業における労働災害死亡者数は、平成25年～29年の5年間に  
おいて145人であり、その内墜落転落によるものが65人(44.8%)となっています。  
災害発生原因については下記の通りとなっています。

- ① 墜落制止用器具の不使用によるもの 16人
  - ② 取付け設備の未設置によるもの 12人
- ①②の2項目を改善していくことが重要となります。

建設業の労働災害による死亡者数（平成25年～29年）



東京労働局では、墜落制止用器具<sup>(※)</sup>の確実な使用を目指す  
ために、スローガンを決めました。

今後、各事業場において、このスローガンを基に

- ① 墜落制止用器具の着用と使用
  - ② 墜落制止用器具の取付け設備の設置
- について徹底いただくようお願いいたします。

※ 墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が  
墜落時に地面に到達するおそれがある場合は「胴ベルト型」を使用できます。